

1. 最高裁判所事件月表(民事)

令和4年7月分

訟廷事務室統計係

新受・既済・未済別 法廷別	新受					既済					未済					1月からの累計	
	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	新受	既済
総 数		232	187	226	645		237	191	229	657	16	596	540	625	1777	4360	4278
民 事 総 数		204	155	191	550		215	171	196	582		523	462	544	1529	3784	3737
特別上告(テ)		2	2	1	5		2	2	4	8		2	3	1	6	35	37
うち少額異議																(2)	(2)
(旧法)																	
上告(オ)	54	36	47	137		67	47	57	171		166	143	175	484	1122	1103	
(新法)	(45)	(32)	(42)	(119)		(63)	(40)	(52)	(155)		(149)	(134)	(162)	(445)	(1003)	(995)	
(並行)																	
上 告 受 理	67	45	57	169		91	61	66	218		227	199	225	651	1419	1393	
(受)	(45)	(32)	(42)	(119)		(64)	(40)	(52)	(156)		(150)	(134)	(162)	(446)	(1003)	(996)	
(受理決定)		(2)			(2)		(2)		(4)		(2)				(2)	(15)	(16)
再審(訴訟)(ヤ)				1	1			1		1		1	1	2	4	7	6
特別抗告(ク)	48	33	40	121		41	50	57	148		54	34	54	142	801	787	
(並行)											(1)		(1)	(2)	(6)	(7)	
許可抗告(許)			1		1			1		1		5		4	9	12	9
再審(抗告)(ヤ)	18	28	33	79		1	2		3		54	70	69	193	216	215	
民 事 雜(マ)	15	10	12	37		13	7	12	32		14	12	14	40	172	187	
行 政 総 数		28	32	35	95		22	20	33	75	16	73	78	81	248	576	541
特別上告(行テ)																	
(旧法)																	
上告(行ツ)	12	10	11	33		9	2	14	25		16	23	20	25	84	221	194
(新法)	(12)	(9)	(10)	(31)		(8)	(2)	(13)	(23)		(23)	(18)	(23)	(64)	(179)	(164)	
(並行)																	
上 告 受 理	13	12	13	38		10	12	16	38		31	28	32	91	240	234	
(行ヒ)	(12)	(9)	(10)	(31)		(8)	(2)	(13)	(23)		(24)	(18)	(23)	(65)	(179)	(167)	
(受理決定)											(1)		(1)	(2)	(7)	(11)	
再審(訴訟)(行ナ)																	
特別抗告(行ト)		1	3	3	7		2	5	3	10		4	3	5	12	51	43
(並行)																	
許可抗告(行フ)																	
再審(抗告)(行ナ)	2	6	8	16		1	1		2		15	24	19	58	60	62	
行政 雜(行ニ)			1		1							3		3	4	8	

注 上告(オ)・(行ツ)欄の上段は旧法事件数で、中段は新法事件数で、いずれも外数であり、下段()数値は、並行申立てのある事件数で内数である。

(令和4.8.25訟統印)

上告受理(受)・(行ヒ)欄の中段()数値と特別抗告(ク)・(行ト)欄の下段()数値は、並行申立てのある事件数で内数である。

上告受理(受)・(行ヒ)欄の新受の下段()数値は、係属事件の内で、当月受理決定のされた事件数であり、既済・未済の下段は、受理決定のあった事件数で内数である。

[] 数値は、分配替えがあった事件で新受計・既済計に含まれていない。

2. 最高裁判所事件月表（刑事）

令和4年7月分

事件別 新受・既済・未済別 法廷別	新受					既済					未済					1月からの累計					
	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	新受	既済				
総数		112	156	100	368		85	110	104	299		(48)	184	(77)	163	(44)	143	(169)	490	2196	2204
総数		44	79	36	159		35	51	41	127		(48)	136	(77)	124	(44)	112	(169)	372	982	997
第一審判決に対するもの うち裁判員参与																			1	1	
控訴審判決に対するもの うち裁判員参与		44	79	36	159		35	51	41	127		(48)	136	(77)	124	(44)	112	(169)	372	981	996
非常上告		3	9	2	14		4	5	1	10		(14)	14	(20)	20	(11)	12	(45)	46	93	96
再審																					
総数		68	77	64	209		50	59	63	172		48	39	31	118	1214	1207				
再審請求			4		4		2	1	1	4		2	5	1	8	18	19				
上告受理申立て			1		1		1			1								12	13		
法廷等の秩序維持に関する法律に基づく特別抗告																					
判決訂正申立て		1	2		3			2		2		1				1	7	6			
特別抗告申立て		28	36	28	92		22	27	21	70		16	17	19	52	580	558				
医療觀察再抗告		1		3	4		1	2	2	5		2		4	6	23	19				
費用補償請求																					
上訴費用補償請求のあったもの																					
刑事補償請求																					
訴訟費用免除申立て		5	2	4	11		5	4	5	14		4		3	7	58	62				
刑事雜		32	33	29	94		19	23	34	76		23	17	4	44	516	530				
没収の裁判の取消し上告事件																					

3. 上告事件の既済区分表

区分	法廷別	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計			
			78	51	75	204			
民事上告	判決				2	2			
	決定	77	51	73	201				
	その他	1				1			
民事受理	総数	101	73	82	256				
	判決	2		2	4				
	決定	98	73	80	251				
	その他	1				1			
刑事上告	総数	35	4	51	5	41	1	127	10
	判決								
	決定	30	4	42	5	34	1	106	10
	その他	5		9		7		21	
	うち裁判員参与								
	うち裁判員参与								
	うち裁判員参与								
	うち裁判員参与								

(注1) 刑事に関する掲上数は、すべて人員である。

(注2) 2. 最高裁判所事件月表（刑事）中未済の（ ）数値は、上告受付時に被告人の身柄が勾留中のもので内数である。

4. 上告既済事件の審理期間表

令和4年7月分

法廷別 受理年度 審理期間	総 数	受 理 年 度 別						審 理 期 間 別						
		4 年	3 年	2 年	元 年	30 年	29 年	2月 以内	3月 以内	6月 以内	1年 以内	2年 以内	3年 以内	5年 以内
民事上告	総 数	204	197	7				92	38	65	6	3		
	大 法 廷													
	第一小法廷	78	76	2				35	15	25	2	1		
	第二小法廷	51	49	2				19	13	16	3			
	第三小法廷	75	72	3				38	10	24	1	2		
民事受理	総 数	256	246	10				105	47	92	9	3		
	大 法 廷													
	第一小法廷	101	97	4				42	17	37	4	1		
	第二小法廷	73	71	2				26	15	29	3			
	第三小法廷	82	78	4				37	15	26	2	2		
刑事上告	総 数	127	122	5				48	59	15	5			
	うち裁判員関与	10	9	1					7	2	1			
	大 法 廷													
	うち裁判員関与													
	第一小法廷	35	35					10	22	3				
	うち裁判員関与	4	4						3	1				
	第二小法廷	51	50	1				21	21	8	1			
	うち裁判員関与	5	4	1					3	1	1			
	第三小法廷	41	37	4				17	16	4	4			
	うち裁判員関与	1	1						1					